

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	区分	分野								
38	地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高等学校等就学支 金制度に係る支給 期間要件の緩和	高等学校等就学支 金制度において、 36月(定時 制等の場合は48月)とされてい ることから、やむを得ない理由等 により対象者が留年した場合に は、同制度による支給が受けら れないため、個々の事情を斟酌 したうえで支給期間を延長する ことができるよう、要件を緩和す ること。	【制度改正の経緯】 就学支金制度の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定 時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合 は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされ ている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間の うち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については就学支金制度の対象 から外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大 で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、 修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	高等学校等就学支 金の支給に関する法 律第3条第2項第2号 高等学校等就学支 金の支給に関する法 律施行令第2条 高等学校等就学支 金の支給に関する法 律施行規則第2条	文部科学省	愛知県		○就学支金の支給期間は最大36月(定時制等は48月)となっているが、長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合、支給月数を超過し支金を受給できない期間が発生することから、その事情を斟酌し、支給期間の制限について緩和を検討する必要がある。 ○【制度改正の必要性】 全日制の生徒が病氣療養等により休学し、原級留置となった場合は、36月を超過した分について、就学支金 が支給されない。 病氣療養等「やむを得ない理由」により修業年限を超えて在学している生徒に対する就学支金については、卒業するまでの期間、就学支金を支給することができるよう制度を見直す必要がある。 ○現制度では、例えば退学したことのない全日制に在学している生徒が、やむを得ない事由により6月間休学 休学期間中、就学支金は支給等なし、それにより留年となってしまった場合、在学4年目となったとき6月間 は就学支金の支給対象となるが、残りの6月間は就学支金の支給対象とはならないため、授業料の納入 が必要となる。 一方、一度退学した生徒であれば、学び直し支金制度があるため、通算36月を超えて在学した場合でも、 最長2年間は授業料を納入する必要がないため、不公平感がある。 ○【制度改正の必要性】にある「長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合」というケース は、現在のところ、該当者はいないものの、支給期間について、その事情を斟酌する制度とすることが制度の 目的にも適っていると考える。 ○長期療養等やむを得ない事由による休学のために留年に至っている者はおらず、支障事例はない。しかし、 今後同事例が発生する可能性はあるため、制度改正の必要性は感じている。 ○高等学校等就学支金制度(国給)の対象とならない生徒は、単専専業で対応している。 支給期間を超える理由は様々であり、個々の事情を判断することは困難であるため、理由を限定せず、支給期 間を延長すべきである。 ○当制度は学年進行で実施されていることもあり、未だこのような事例はないが、28年度以降には、十分想定 される事例である。 また、単位制の場合は、年間30単位、合計74単位を超えた習得に対しては就学支金の支給対象外となる が、このことについて、文部科学省から県独自に支給を検討するよう求められている。 修業年限や習得単位数の制限についての緩和は、県独自ではなく、国が当制度の中で検討する必要がある と考える。 ○左記の制度改正の必要性・支障事例と同意見であり、修業年限の制限について緩和が必要である。 ○提案内容と同様に、年度の途中から、長期療養などのやむを得ない事由により休学した者について、留年後 の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については就学支金制度の対象 から外れることとなる。 ○愛知県の様な支障事例はまだ生じていないが、今後同様の事例が発生することが想定される。現在、当該 支障事例が生じた場合、授業料の滞り払いの対応として取り換えるよう条件等を整えているが、事情を斟酌し 支給対象と出来るよう就学支金制度の在学期間に係る支給要件については検討が必要と考える。 ○法律の制定趣旨である、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的 な機会均等に寄与する」ため、もともと支給が必要な生徒を救う制度として、要件緩和を行う必要があると考 える。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>
	区分	分野								
39	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)に係る対象事業の要件緩和	公立小中学校等において、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。</p> <p>老朽化が著しい部分のみの改修による、長寿命化が図られる施設もあることから、この改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p>		文部科学省	愛知県		<p>○校舎が段階的に増築されたことや、今までに行った大規模改修工事の中で、一部校舎を乗改修したことにより、校舎の一部が著しく老朽化している学校は存在する。また今後、児童・生徒数の減少に伴って、学校全体ではなく、必要となる校舎の一部だけ改修することも、予算や施設管理面から有効な手段である。</p> <p>しかし、現状は築30～40年を経過した校舎全体の改修を必要とする学校が多く、また児童・生徒数の減少を基にした学校適正化配置などにより施設が足りないことに加え、この要約に定める一部の改修を断念した学校も多い。</p> <p>○使用頻度や気候条件等により、同じ施設内でも老朽化に差が出る場合もあり、改修に柔軟に対応できるような要件の緩和を求める。</p> <p>○学校施設環境改善交付金の「大規模改修(老朽)事業」では「外部及び内部の両方を同時に全面的に改修」という要件があり、具体的に内訳は外部のいずれの地上部分がおおむね70%以上をかつ、もう一方の地上部分がおおむね50%以上を占めていたことから、対象事業に該当させることが難しいためこの要件を緩和して頂きたい。</p> <p>○外壁塗装工事や屋上防水工事等の外部の改修のみで校舎等の長寿命化が図られる場合については、学校施設環境改善交付金事業の大規模改修事業における老朽化改修工事の補助の要件である「外部及び内部の両方を全面的に改修するもの」に該当しないため、地方単独事業として実施している。</p> <p>今後、多くの学校施設の老朽化改修を計画的に進めていくには、必要最小限の範囲において効率的に工事を進める必要があることから、種別要件の緩和を求める。</p> <p>○老朽箇所を復旧を目的とした改修によって長寿命化が図られる施設もあることから対象事業とするよう要件の緩和を望む。</p> <p>○学校施設環境改善交付金事業の老朽化による改修について、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件を緩和し、屋上防水工事等の工事等、老朽化が著しい部分のみの改修も対象事業とし、併せて補助下限額7,000万円の引き下げについて要件の緩和が必要である。</p> <p>○雨漏り対策のため、屋根改修工事及び老朽化が著しい床の改修工事を実施しようとしたが、建物全体の延べ床面積の70%以下の改修のみ、事業費が1千万円を下回ったことから事業を断念した事例があった。</p> <p>○当該体の主張のとおり、老朽化が著しい学校施設において「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」の要件を満たすことは難しく、屋上防水や給排水設備など部分改修も対象事業とする要件を緩和する必要がある。</p> <p>○雨漏りの改修だけでは交付金の対象にならないため、一部財源のみで対応しなければならぬ。防水工事等は全面施工が必要になるため、高額になり予算措置できない状況となっている。</p> <p>○課題の整理等については、屋上防水設備は大変重要である。しかし、現状の制度では、内部改修と組み合わせなければ補助対象とはならず、財政負担が大きくなってしまふ。また、一校舎に充てる予算が大きくなると、他の改修等が後回しになり、改修の進まない学校が出てくることも考えられる。</p> <p>本年では、多くの学校施設において屋上防水工事を優先せざるを得ない状況にあり、一般財源を充てて当該工事を進めているところである。</p> <p>○老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p> <p>○学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。</p> <p>老朽化が著しい部分のみの改修による、長寿命化が図られる施設もあることから、この改修も対象事業とするよう要件の緩和を希望する。市としても、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p> <p>○大規模改修(老朽)メニューでは、原則として建物一棟全体を改修する等の全面的な改修工事を対象とし、一部分を改修する場合は対象外となるため、このメニューの活用を断念した学校もある(屋内運動場の屋根改修など)。そのため、財源的に小中学校施設の老朽化が著しい部分のみの改修は対象外である。また、財源的に小中学校施設の老朽化が著しい部分のみの改修は対象外である。また、財源的に小中学校施設の老朽化が著しい部分のみの改修は対象外である。</p> <p>○近年のよう、学校施設環境改善交付金の「大規模改修事業」では、全面的な改修でなければ交付金対象事業とならないため、部分的改修が積極的に推進しづらい状況である。</p> <p>○本市の学校施設は築25年を超える建物が約6%を占めているが、多大な予算をかけた老朽化が激しい部分の一部改修を行うことで済む問題もあるため、対象事業の要件の緩和が必要である。</p> <p>○豊田市においては、学校保全改修事業として、特に緊急度の高い外壁改修や屋上防水などの外回りを中心とした改修と、給排水管の更新やトイレ再整備、照明のLED化などの学習環境の改善に伴って改修を行っているが、児童生徒への影響を最小限にとどめ、休校や授業の活用、実現している。</p> <p>このため、学習環境改善交付金(老朽)の要件である、「建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するもの」として行っており、屋上防水や給排水管の更新などについては補助対象外であり、予算措置に限り実施している。</p> <p>児童生徒に対し、適切な老朽化対策を実施するにため、本制度改正を機に一部の改修でも交付金の活用による効果とする必要がある。</p> <p>○学校施設の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修は、「建物の外部・内部の両方を同時に全面的に改修するもの、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。</p> <p>○施設の内部と外部では老朽度の違いがあり、同時期の全面的な改修が進まないケースが多々あるため、屋上防水の全面改修等は本交付金事業を活用できず、市単独で実施せざるを得ない場合がある。</p> <p>○事前に建物の一層毎の補修工事や雨漏り修繕を行い、残存率が70%に満たされず、活用を断念した事例がある。工事期間が夏休みに限定される小中学校は、単年度で全体の70%以上の改修は難しく、複数年度の分割事業の申請となる。分割事業では、後年度の工事設計が続っていない場合も多く、交付金申請の交付条件を満たす判断が下し難い。また、後年度交付金は、厳格にはいる。採算が確保できないという点で、「建物全体の改修を目的とする事業実施の場合、70%以上の改修が「留置原因」になる場合が多いため、本要件の緩和を望む。</p> <p>○本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p> <p>○老朽化の要件は厳しいが、補助要件を満たすように追加工事を併せし、事業はあり、制度改正の必要性は感じている。しかし、当該制度については下限額が低額すぎるなど、別の種別要件が支援となる事例の方が多い。</p> <p>○学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業を活用し、建物全体の外壁を改修した校舎では、建物の外部は改修されたが、内部は老朽化が進んでいる状態にある。</p> <p>この改修では、建物の内部改修する必要があるため、老朽化事業の要件に該当しない。内部のみの老朽化対策も必要であるため、老朽化が著しい部分のみの改修について、対象事業となるよう要件の緩和が必要である。</p> <p>○屋上防水や外部改修等の部分改修により施設の長寿命化が図られるケースは充分に考えられると思われるため、要件緩和に関しては何もない。</p> <p>○学校施設の改修においては、学校施設環境改善交付金事業「大規模改修(老朽)」を活用していただいているが、限定された部分の改修には活用できず、単独での整備を行っている状況である(事例:防水改修工事、限定された教室の内部工事等)。以上のようなことから制度改正や要件緩和を求める。</p> <p>○老朽化施設対策として、内部・外部同時の改修ではなく、どちらか一方での改修も要件とする必要がある。</p> <p>また、老朽化が著しい部分のみの改修であっても施設の長寿命化が図られる場合は、対象となるよう要件の緩和を検討する必要がある。旧後継部の70%以上は経年や経年メンテナンスによるもので、1階0%、2階40%といったような層別によるものを想定している。○学校施設環境改善交付金事業においては、施設の老朽化による部分改修については、建物の70%以上の改修を要し、下限額が7平方メートルとなっている。このため、外壁改修のみの場合等では、工事費が下限額を下回らないため、事業の対象にならない。交付金事業による改修の機会を、一層ごとの改修を必要とするため、なにか別の目的をたてた改修である。本件としても、下限額の引き下げ及び改修面積の狭小等の要件を緩和していただきたい。</p> <p>○多くの学校施設において、屋根防水や高圧変電設備等に老朽化が著しいが、施設の全面的な改修に合わせて老朽化対策が実施できるため、一部の学校は断念した。これを併せて単独事業として実施している。</p> <p>また今後は、屋内運動場・教室・廊下等の床の老朽化が懸念される。</p> <p>○老朽化の要件が床面積70%以上改修のため、交付金の活用を断念した事例がある。</p> <p>○大規模改修事業を実施する場合は、外部と内部の両方を同時に改修し、床面積の70%以上を改修する場合は交付金対象となるため、他の交付金事業(防災機能強化事業など)と同時に実施することが難しい状況にある。効果の良い交付金活用のため、条件を緩和するなどの措置をお願いしたい。</p> <p>○老朽化による改修について、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するもの」の要件を満たしていないが、内部の老朽化が進み、改修が必要とする学校がある。</p> <p>○建物の屋上防水、外壁改修など長寿命化に向けて必要な部分的改修を単独事業(起債活用 75%充当、交付金併用30%)で実施している。</p> <p>-老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件の緩和を求める-</p> <p>○小中学校が複数あり、毎年施設の老朽化が進み、また、割増にも関わっている中での部分改修を行っています。各校が、各校がの種別要件を併用して行っていますが、修繕がたいへん。予算に追加して頂す。併せて、若い老朽化について補助対象をお願いしたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
241	目 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項及び別表1	総務省 文部科学省	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、京都市、関西広域連合		青森県、北上市、岐阜県、愛知県、豊橋市、姫路市、伊丹市、八幡浜市、久留米市、佐賀県、長崎県、大分県	○来年度から南小学校をこの制度を使って工事を行うが、現在は1/3国庫補助、残り2/3の内90%を起債とした元利償還額の70%を交付税措置とされている。起債を100%できれば、今より財政的な負担が少なく改良工事を進めることができるので、この案のとおり制度が改正されると良い。 ○高度成長期以降に整備された学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、中等教育学校(後期課程)や高等学校の長寿命化対策を推進するための財源確保に苦慮することが見込まれている。 ○昭和40年代から50年代に整備された学校施設が多く、多額の老朽化対策費が必要であり、継続的に財源を確保することに苦慮している。 ○地方が単独で計画的に事業を推進していくには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%・元利償還額70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。 ○市立高等学校2校を保有しているが、財政状況の厳しい中、学校施設を維持するため、外壁改修、便所改修、グラウンド整備などの長寿命化対策は、単独事業として行っており、財源の確保に苦慮している。今後も継続的に事業を行っていくにも制度改正を求める。 ○県立学校施設の計画的な長寿命化対策を検討しており、提案内容と同様、財源確保が大きな課題と考えられるため、地方財政措置の拡大を求めたい ○本県の学校施設も提案団体同様高度成長期に集中的に整備されており、今後改修・改築時期が集中するため、財政への負担が懸念される。 ○財政負担を平準化するため、今後の建替や長寿命化のための大規模改修等必要経費を平準化したシミュレーションを作成したが、県単独では平準化した予算の確保で十分な厳しい状況である。 ○長寿命化対策が必要となる建築後30年を経過する建物が増加することに加え、5年後には建築後80年を経過する建物もある状況。 これらの老朽化対策には多額の経費を要することから、地方債を活用せざるを得ないが、財政措置のない地方の残高が年々増加することで、将来県財政の多大な負担になることが懸念される。 ○「公共施設等総合管理基本方針」において、予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行った建物の長寿命化を図り、個別施設ごとの長寿命化計画を策定していくこととしている。今後、計画推進にあたり、提案内容と同様の支障が見込まれる。 ○高等学校の長寿命化対策(外壁改修など)は、単独事業(起債活用 一般事業債90%充当、交付税措置なし)で実施しており、市の財政負担が大きい。 ・継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。
155	目 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	私立学校耐震化に係る 緊急防災・減災事 業債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小・中等学校の場合、起債の対象となっており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に上乗せる形で独自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小・中等学校施設の耐震化率は67.9%・全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討しているところである。 しかし、本県内私立小・中等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどから避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できない状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはならない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等 教育局幼児教育課 文部科学省高等教 育局私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省、 文部科学省	長崎県		山形県、香川県、福岡県、岐阜県	○【具体的な支障事例】 今年度5校7棟の施設において耐震化事業を実施予定であるが、うち緊急防災・減災事業債の対象となる事業(指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事)は2棟だけである。 また、耐震改築事業に対する国庫補助制度が採年度で終了する予定であることから、来年度においても多数の耐震化事業が見込まれるため、補助に係る十分な予算確保が課題となっている。 よって、緊急防災・減災事業債の指定避難所の要件の撤廃及び、耐震改築事業についても対象とするよう制度を改正していただきたい。 ○私立学校施設の耐震化工事に対する補助を行っているが、指定避難所とされていない施設、改築工事の施設は当該起債の対象となっていない。 そこで、指定避難所の要件を撤廃するとともに、改築工事も対象とする必要がある。 ○耐震化が遅れている私立学校の耐震化を進めるため、文部科学省の補助事業に上乗せる形で独自の助成を行い私立学校の耐震化に対する取り組みを支援している。 現在、避難所指定されていない私立小・中等学校の耐震補強工事についても、緊急防災・減災事業債の対象としていただきたい。 ○学校施設を避難所に指定する際は、施設のどの部分を指定対象とするかを明確にした上で指定し、周知を図ることが重要であるとしており、複数の校舎等がある学校では、16階が低い建物は指定から除かれている場合がある。 また、避難所は市町村長が指定することになっているため、市町村立学校や県立学校が指定されることが多く、地域内に公的な施設がある場合には私立高等学校の指定は見込めない状況であることから、起債対象を指定避難所でない施設についても拡大することで、設置者負担が緩和され、耐震化の促進が期待できる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
42	目 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	教育支援体制整備事業補助金(いじめ対策等総合推進事業)に係るスクールカウンセラー等活用事業の要件緩和	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという特を撤廃すること。	【制度改正の必要性】 本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士等を要望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事象の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。 しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準とはいえなくなってきており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。 【支障事例】 本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55人までに限られるため) カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事象の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多く、カウンセラーが近隣の高等学校への巡回相談も実施しなければいけない状況になっている。このため、配置校及び巡回校ともに継続的にケアの必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱第20条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領5	文部科学省	愛知県			<p>○【制度改正の必要性】 本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士等を全日制16校(2校配置)、定時制10校(拠点校配置)、教育事務所等6カ所(拠点配置)の計32カ所に配置して、全県下の高等学校への対応が出来る体制を整えている。 しかしながら、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等、学校からのスクールカウンセラーへの支援の要請は日を追うごとに増加し、現在対応しきれない状況にあり今後の増員は必要不可欠である。 27年度予算においては、同事業の実施要領において、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるため、その枠内(392カ所中32カ所)で配置しているが、現在のスクールカウンセラー要請状況や、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で、スクールカウンセラーの増員配置が必要となっており、この枠組みでの対応はできないため、この枠を撤廃して、小中高全体を通じたニーズによる配置ができるようにしていただきたい。</p> <p>【支障事例】 県立高等学校では、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等について、スクールカウンセラー拠点校での対応のほか、拠点校以外からの派遣要請が非常に多く、緊急な派遣要請があっても、派遣まで1~2日目を要する状況にある。 教育現場からは、スクールカウンセラー配置の要望が多く寄せられているが、10%枠の制約から現在の配置数となっている。 更に本県では、今後、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で10%枠以上の増員配置は必要不可欠であり、増員配置する上で大きな支障となる。 ○スクールカウンセラーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において必要不可欠なものだと考えている。 甲府市としても、補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化・雇用の安定を望む。 ○スクールカウンセラー配置校と未配置校とのグループ化を図り、配置校での業務に支障のない範囲で、未配置校からの相談に応じている。しかし、スクールカウンセラーが配置校において多忙であること、相談を希望する高等学校へ赴いて相談に応じるための旅費が十分でないことなどの課題があり、未配置校からの要望に応えきれない現状である。</p>

